

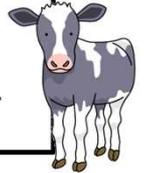
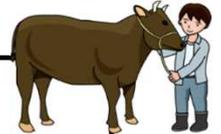
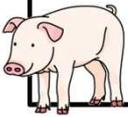
アニマルウェルフェア(AW)に関する 新たな飼養管理指針が策定されました

農林水産省は、我が国の飼養実態を踏まえ、アニマルウェルフェアの国際水準を満たしていくために具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を策定しました。

指針の実施状況については、今後、国がモニタリングのうえ、達成目標を設定し、AWの考え方に対応した飼養管理の普及・推進を図ることとされています。

<指針が策定された畜種および事項>

- ・乳用牛 ・肉用牛 ・豚 ・採卵鶏 ・ブロイラー ・馬
- ・家畜の輸送に関する技術的な指針
- ・家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針



◎AWの基本原則「5つの自由」

- 1.「飢え渴き及び栄養不良からの自由」
- 2.「恐怖および苦悩からの自由」
- 3.「物理的、熱の不快感からの自由」
- 4.「苦痛、障害及び疾病からの自由」
- 5.「通常の行動様式を発現する自由」

各指針は、農林水産省ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

検索 | 農林水産省 AW

詳細は機会を捉えて説明させていただきますが、指針をご確認いただき日々の飼養管理、業務を見直してください。



滋賀県家畜保健衛生所
近江八幡市西本郷町226-1
TEL:0748-37-7511:FAX:0748-37-4821
緊急携帯:090-3613-7486

北西部支所
◇高島市今津町弘川249-1
◇TEL:0740-22-2145:FAX:0740-22-6681
◇緊急携帯:080-6176-8052